

# 利用者目線の行政サービス実現に向けた トータルデザインとマイナンバー法の検討

2022年10月5日

デジタル庁

# 検討事項

1. 問題意識および現行の措置
2. 情報連携の範囲
3. 情報連携の手法

# 『デジタル社会の実現に向けた重点計画』抜粋（令和4年6月閣議決定）

## （1）国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

### ① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、**「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」**とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、**令和7年（2025年）を当面の実装ターゲット**として検討を進める。（略）

### ② 実現に向けた技術及び制度の検討

アーキテクチャを根本から見直すに当たり、（略）行政システムが必要とする**共通機能のコンポーネント化（部品化）**を進め、**システムの疎結合化**を実現する。これにより、**機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現**し、民間並みのコスト実現を目指す。（略）

## （3）マイナンバー制度の利活用の推進

### ① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。（略）

（略）その上で、国民の理解を得つつ、**令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施**し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。

# 行政機関間のバックヤード連携のさらなる推進

## 検討すべき事項

- 行政機関間の情報連携においては、行政機関がその事務の実施に必要な範囲で、国民一人一人の正確かつ最新の情報を参照できることが必要。
- 今後、機関間の情報連携をさらに推進すべく、制度面では利用徹底や拡大に向けた検討の具体化を進めるとともに、システム面では現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含めた検討を進めることとされている。
- このとき、国や自治体等のシステムにおけるガバメントクラウドの活用の推進やセキュリティ技術の進展等をふまえ、**情報連携の手法を最新化**することで、「7日間でサービス立ち上げ」「60秒で行政手続き完結」実現に必要な情報を、個人情報保護を徹底しながら迅速に活用できることが重要。
- これを踏まえ、以下の二つの観点から、制度・システムの両面で検討を進める。
  1. **新規で必要とされる機関間の情報連携**を、より速やかに開始できるようにする（**情報連携の範囲**にかかる検討）。
  2. **同一システム内における機関間の情報連携**を、より効率的に実施できるようにする（**情報連携の手法**にかかる検討）。

# 個人情報保護のために遵守すべき要素および現行の措置

- 情報連携において、各種法令に基づき、**個人情報保護を確保することが不可欠**。現行の番号制度においては、番号制度に対して国民から生じうる懸念や住基ネットに係る最高裁判決において示された合憲性の要素を十分踏まえ、個人情報保護の措置を講じているところ。
- 情報連携の範囲・手法にかかる検討**にあたっては、引き続き、**このような要素を十分踏まえることが重要**。

## 住基ネット訴訟最高裁判決を踏まえた現行の制度設計

番号制度に対する懸念	住基ネット訴訟最高裁判決の趣旨	現行の制度における制度設計（社会保障・税番号大綱の趣旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念</li> <li>「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念</li> <li>集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかといった懸念</li> </ul> </li> <li>「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念</li> </ul>	a. 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨、法律に規定するとともに、</li> <li>正当な理由のない提供行為等を処罰する罰則を設ける。</li> </ul>
	b. 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、</li> <li>情報連携基盤においては、「民－民－官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、</li> <li>更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。</li> </ul>
	c. 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに、</li> <li>情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル上で確認できるようにする。</li> </ul>
	d. システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。</li> </ul>
	e. 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律より法定刑を引き上げ、</li> <li>また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。</li> <li>さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。</li> </ul>
	f. 第三者機関等の設置により個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する。</li> </ul>

# 検討事項

1. 問題意識および現行の措置
- 2. 情報連携の範囲**
3. 情報連携の手法

# 行政機関が保有する個人情報を取り巻く環境の変化

- 番号利用法の制定に伴い、特定個人情報の適切な利用を確保するため、下記の仕組みが整備された。
  - 個人情報保護委員会が設置され、独立した立場から特定個人情報の適切な利用の監視・監督が行われることとなった。
  - 個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止のため、「行政機関の長等」のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価が求められることとなった。
- また、デジタル社会形成整備法を通じて、個人情報保護法の見直しが行われ、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化された。

## 番号利用法を通じた 特定個人情報保護措置



個人情報保護委員会の設置

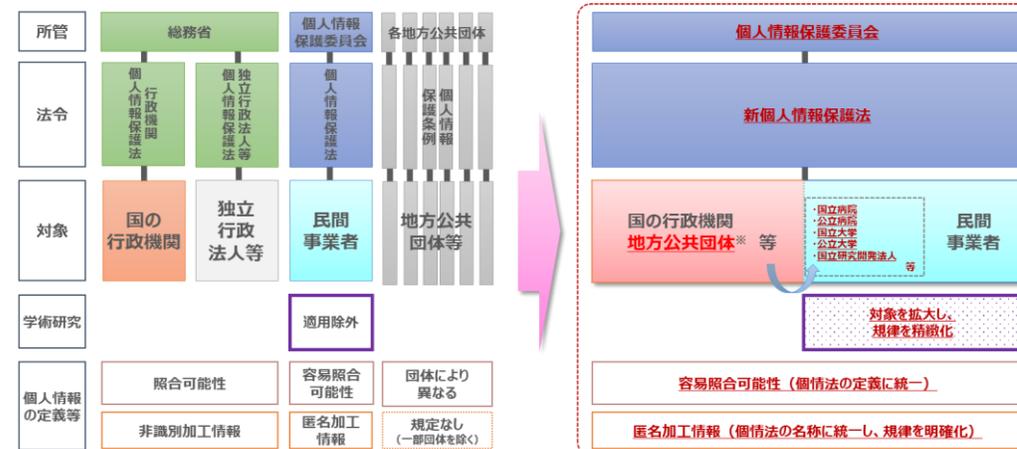
特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	
評価実施機関名	
公表日	

(平成21年1月 様式2)

特定個人情報保護評価の実施

## デジタル社会形成整備法を通じた 個人情報保護法の見直し



個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定

# マイナポータルによる個人情報の適切な利用を担保する仕組み

- マイナポータルは、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供。
- 情報連携が行われた記録のほか、情報連携される自己情報についても照会が可能であり、それぞれ適切な運用が行われているところ。

## やりとり履歴の仕組み

## やりとり履歴の例



The screenshot shows the 'やりとり履歴詳細' (Exchange History Details) page on the My Number Portal. The page displays the following information:

やりとり履歴詳細	
整理番号	0220006000301700-20210607100000-010201-01
状況	提供完了 情報提供が完了しています。
やりとり履歴受信日時	2022年9月8日 21:45:25
照会日時	2022年2月21日 14:47:49
照会機関	〇〇市
情報照会者部署名	××課
提供日時	2022年2月21日 14:47:50
提供機関	△△市
事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
事務手続	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職種による変更に係る事実についての審査
やりとりされた情報の名称	<input type="checkbox"/> 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (PDF形式: 196KB)
法第21条第2項各号の該当	非該当

Additional information and footnotes:

- 「事務」及び「事務手続」の欄に表示された内容の訂正について それぞれ、以下のとおり、内容を訂正します。
- 事務: 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」
- 事務手続: 「特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理」

上記のやりとりされた情報に関して、現在のわたしの情報を確認できます。

# 情報連携を実施するための法制度上の必要な手続き

- 現行の法制度においては、情報連携のニーズに応えるため、新規で情報連携を実施するためには、法令改正に約一年、システム改修に約一年と最短でも約二年程度の期間が必要。
- 番号利用法には、情報連携を実施するため、情報照会者、事務、情報提供者、提供される個人情報に個別具体的に規定されており、情報連携のニーズが新しく増えた場合、追加的に法改正を行う必要がある。

## 新規で情報連携を行うために必要な期間



## 新規で情報連携を行うための法令上の措置

Amendments to the Number Usage Law (番号利用法改正の改め文) detailing changes to the definitions of information providers and linkage activities.

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）、又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	雇用保険法による給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

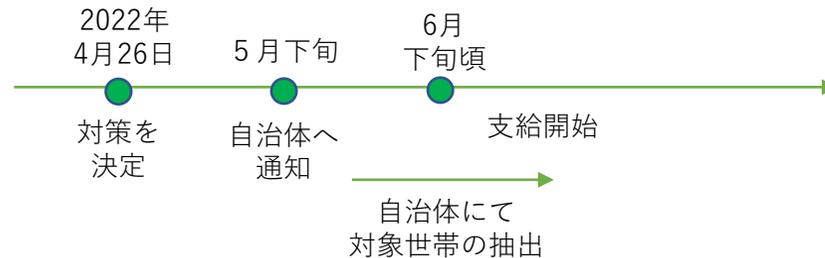
番号利用法別表第二（抄）

番号利用法改正の改め文（抄）

## (参考) 情報連携に要する期間の実務への影響

- 2022年4月26日、コロナ禍における物価高騰等への対策として、生活困窮者等への臨時特別給付金の運用改善（申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用することによるプッシュ型給付）を決定。
- 同給付金を未受給の世帯に限り給付を行うため、6月より**過去の支給実績**や課税情報に基づき各自治体において対象世帯の抽出を開始し、同月下旬から給付金の支給が開始。
- 現在、番号利用法上、個人番号を用いて**過去の支給実績**を情報連携することは法定されていない。住民異動があった者で、対象となりうる者への給付金の支給については、前居住自治体に電話等を通じて照会を行う必要がある。
- 個人番号を利用する場合は、法制度上の手続に加えて、システム改修に要する時間を勘案すると、情報連携は早くとも2023年の夏からとなる。

### 臨時特別給付金の 支給事務の流れ



### マイナンバーによる 情報連携を行おうと した場合（仮定）



早くとも情報連携は  
2023年の夏から

※なお、臨時特別給付金に限らず、出生やお悔やみ等のシーンにおいて、満足度の高い住民サービスを迅速に提供するためにも、情報連携の在り方を見直すことが重要。

# 情報連携を実施することが困難な事例

- 現行では、自治体独自の事務であって番号利用法別表に掲げる事務に準じないものについては、マイナンバーを利用した情報連携が困難。

## 情報連携を実施することが困難な事例（一例）

苫小牧市	ぬくもり灯油事業	地方税関係情報 障害者関係情報 生活保護関係情報	低所得の高齢者世帯や障がい者世帯に対して、暖房費の一部として、1世帯当たり年額1万円を助成。
秋田市	結婚新生活支援事業 補助金	地方税関係情報 戸籍関係情報	結婚に伴い新生活を始める新婚世帯を応援するため、住宅の購入費・建築費、住宅の賃借費、リフォーム費用、引越費用の一部を補助。
久留米市	久留米市保育士奨学金 返済支援事業	地方税関係情報 国家資格関係情報	奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の保育所等に保育士等として就職された方を対象に、奨学金の返済費用の一部を補助。
鹿児島市	鹿児島市移住支援金	雇用保険関係情報 公金口座関係情報	東京23区内に在住していた方等が、鹿児島市において中小企業等に就業、起業またはテレワークを行っている場合に、移住支援金を支給。

# 情報連携における個人情報保護の在り方について

- 個人情報の情報連携が、正当な行政目的の範囲内で行われるものであることを担保する措置として、情報連携を行う際には、事務の範囲や提供される個人情報等を法律及び法律の授權に基づく政省令に逐一明示した上で、情報提供の記録についてはマイナポータルを通じて開示を行ってきた。
- また、独立した第三者機関である個人情報保護委員会の監視・監督のもと、適切に情報連携の運用が行われてきた。
- 一方で、誰一人取り残されないデジタル化を達成するためにも、柔軟で機動的な情報連携が求められるところ、番号利用法の規制の在り方についても再検討する必要がある。

## 正当な行政目的の範囲内で情報連携が行われることを担保する措置の在り方について

- マイナポータルを通じて、特定個人情報の情報提供の記録の開示を、引き続き適切に行う。
- 個人情報保護委員会を通じて、情報連携の運用への監視・監督を、引き続き適切に行う。
- **情報連携の対象となる事務や情報項目については、情報連携を行う前に特定個人情報保護評価等で明示する。**



- **個人番号の利用や情報連携を行う主体、事務及び情報項目については、法律に別表形式で明示されている**が、迅速な情報連携のニーズが高まっている中、**一部の項目については政省令で規定する**ことも考えられるのではないかと。
- 自治体が独自で情報連携を行う事務については、**番号利用法の別表に掲げる事務に準じる事務に限定された運用がなされている**が、きめ細やかな情報連携のニーズが高まっている中、**自治体が柔軟に情報連携をできるようにするべきではないか。**

# 個人番号の利用や情報連携に関する規定のあり方について

- 個人番号の利用や情報連携の規定において、法律上で列挙すべき内容は、例えば下記のような選択肢が考え得るのではないか。

## 迅速な個人番号の利用や情報連携を可能とするための法律の規定（あり得る例）

### ① 主体を列挙する

- 厚生労働大臣 ※事務は主務省令で定める
- 市町村長 ※事務は主務省令で定める

### ② 主体に加え、事務を分野・種類とともに列挙する

- 厚生労働大臣 医療保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
- 市町村長 児童手当に関する事務であって主務省令で定めるもの

### ③ 主体に加え、事務を根拠となる法律（※）とともに列挙する（※）現行の別表のように必ずしも個別法を列挙しない

- 厚生労働大臣 健康保険法その他の法律による医療保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
- 市町村長 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

（参考：現行の別表第一）

- 厚生労働大臣 健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
- 市町村長 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

- その際、個人番号の利用主体及び事務を定める規定（現行の別表第1）については、新たに利用範囲を広げる際に、国民に個人番号の提出を求め、個人番号関係事務実施者に個人番号の適切な管理義務を課すなど、国民の一定の負担を伴うことについて考慮する必要があるのではないか。
- 情報連携の対象となる情報項目（現行の別表第2）については、事務に必要な情報項目のみ対象となることが明確であり、迅速化の観点から政省令で規定すべきではないか。

# 検討事項

1. 問題意識および現行の措置
2. 情報連携の範囲
3. **情報連携の手法**

# 情報連携の手法の最新化にかかる検討（システム上の安全措置の最新化）

- 情報連携の基盤である公共サービスメッシュについては、**2025年を主要な実装のターゲット**とし、自治体の基幹業務システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を踏まえつつ、データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、**新たな手法に転換すべく検討を進める**こととされている（中間サーバ等を介在させないシステム間のAPI連携、システムの疎結合化など）。
- 現在、個人情報保護等の観点で安心できる番号制度を実現するため、制度上の保護措置とあわせてシステム上の安全措置がとられているところ。
- 技術の変化やそのめまぐるしいスピードを踏まえ、個人情報保護を担保するとともに、「7日間でサービス立ち上げ」「民間並みコスト」等を実現できる形で、**システム上の安全措置の手法を最新化**することが重要。

## 安心できる番号制度の構築

- 個人情報の保護の必要性
  - ① 国家管理への懸念への対処
  - ② 個人情報の追跡・突合に対する懸念への対処
- 住基ネット最高裁判決との関係

個人情報を一元的に管理することのできる機関又は主体が存在しないことを要件として充足するための設計

（参考：『税・社会保障番号大綱』より抜粋）

### ● 制度上の保護措置

- 第三者機関による監視
- 自己情報へのアクセス記録の確認
- 法令上の規制等措置
- 罰則強化



### ● システム上の安全措置

- 個人情報の分散管理
- 「番号」を直接用いない情報連携
- アクセス制御
- 個人情報および通信の暗号化



公共サービスメッシュ  
の設計において最新化

# 技術的背景の変化：ガバメントクラウド活用等によるセキュリティ向上

- 政府情報システムは今後順次、デジタル庁が整備するガバメントクラウドへの移行を進めるとされており、以下のような取組を通じ、今後、情報連携にかかるセキュリティ対策がさらに向上すると考えられるところ。
  - a. クラウド事業者が提供するサービスの利用等を通じて、コスト削減とセキュリティの向上を実現できることに加え、
  - b. 移行が進むにつれ、今後の情報連携は、不正アクセス防止やデータ暗号化において最新かつ最高レベルのセキュリティが確保されたガバメントクラウドにおいて今後順次、実施されるようになるとともに、
  - c. クラウドを前提としたセキュリティ対策の最適化等とともに、新たなセキュリティ技術活用も積極的に検討することが重要。

a. クラウドサービス活用によるセキュリティの向上（例）



- **マネージドサービス等の利用**：CSPが提供するマネージドサービスの機能を利用することでコンピュータの基本部分のセキュリティ対策を信頼性の高いCSPに委ねることで、高水準の対策を低コストで実現可能。
- **インフラ管理の自動化**：デジタル庁が準備するインフラ構築等を定型化するテンプレートを各クラウドサービスに適用することで技術的ガバナンスを確保するとともに最高かつ最新の情報セキュリティを持続的に確保する。

b. ガバメントクラウドにおける最新・最高の情報セキュリティ確保



- **安心**：国内にデータセンターを置く、契約の解釈は日本法に基づく、一切の紛争は日本の裁判所が管轄、データポータビリティ確保、ISMAP登録サービス調達
- **安全**：セキュリティやネットワーク設定等の重要な設定を全システムに共通横断的に適用、仮想化ネットワーク活用で安全な専用WANを構築、不正アクセス防止・データ暗号化

c. 最新の技術を前提とした対策の最適化（例）



- **クラウドを前提とした対策の最適化**：境界型セキュリティのみに依存しない対策、サーバを構築しないアーキテクチャ、テンプレート適用による対策実装
- **アプリケーションレベルでの様々な対策**：クラウド事業者に依存しない形で、データや通信の暗号化、細やかなアクセス制御、確実なロギング等の検討
- **新たなセキュリティ技術の活用にかかる検討**：高機能暗号やコンフィデンシャルコンピューティング等の新たな技術の活用について、技術検証等を通じながら、積極的に検討

# システム上の安全措置にかかる今後の検討事項

- 現行においては、番号制度に対して国民から生じうる懸念や住基ネットに係る最高裁判決において示された合憲性の要素を十分踏まえ、以下のようなシステム上の安全措置がとられている。
- ▼
- 今日の技術動向やシステム開発のあり方をふまれば、**変化を迅速に取り入れ、システムを柔軟に最新化できること**や、個人情報保護の担保を前提としつつ、民間並みコストでの迅速なサービス立ち上げのため、**可能な限りシステムを柔軟かつ簡素な構成とすることが重要**。
  - ガバメントクラウド利用等もふまえつつ、**システム上の安全措置を実現するための手法は**、技術検証等を通じながら、**最新化を図る必要**がある。

住基ネット訴訟最高裁判決の趣旨（P.5より一部抜粋）	現行のシステム上の安全措置
b. 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報保有機関のデータベースによる分散管理</li> <li>• 「番号」を情報連携の手段として直接用いず、               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いる</li> <li>➢ 更に、当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。</li> </ul> </li> <li>• 情報提供内容は提供側で暗号化して連携</li> <li>• 提供個人情報は国が管理するコアシステムを通らない等</li> </ul>
c. 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人情報へのアクセス記録を確認できるようにする</li> <li>• 情報照会提供の接続管理や接続記録、アクセス制御を実施 等</li> </ul>
d. システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。</li> </ul>

# 個人情報の一元的管理を防止するための手法の最新化

- システム上の安全措置として、電文の暗号化（番号を含む）、番号の符号変換などが用いられており、ガバメントクラウド上の情報連携の基盤において、今後、これらの手法を最新化することを検討することが重要。

例：ガバメントクラウド上の情報連携基盤（公共サービスメッシュ）において、マイナンバーに対応し、マイナンバーに代わって用いられる符号の検討 等

## 【参考1】 現行の情報連携基盤で利用する符号（情報提供用個人識別符号）

マイナンバー法第19条第8号・第9号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で、マイナンバーに対応し、マイナンバーに代わって用いられる特定の個人を識別する番号、記号等の符号

## 【参考2】 マイナンバー法（抜粋）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七（略）

八 別表第二の第一欄に掲げる者（（略）以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（（略）以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（略）の提供を求めた場合において、**当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。**

九～十七（略）

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

3～8（略）

第二十一条の二 **情報照会者又は情報提供者**（以下この条において「情報照会者等」という。）は、**情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得することができる。**

2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、**情報照会者等が取得番号**（当該取得に関し割り当てられた番号であって、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。（略））を、**機構（略）を通じて内閣総理大臣に対して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行う**ものとする。

3～8（略）

第二十二条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2（略）